

かんぼの宿 宿泊規約

(適用範囲)

- 第1条 かんぼの宿が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 かんぼの宿が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 宿泊契約の申込みをする場合は、宿泊日が属する月の6か月前の月の初日から、かんぼの宿にお申込みいただくことができます。
- 2 前項において、かんぼの宿にお申込みいただく場合は、次の事項を申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他かんぼの宿が必要と認める事項
- 3 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、かんぼの宿は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立)

- 第3条 宿泊契約は、かんぼの宿が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、
- ただし、次の各号の一に該当すると認められるときは、申込みを承諾しないものとし、
- (1) 宿泊の申込みが、この規約によらないとき。
 - (2) 客室が満室であるとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力に属する者であるとき。
 - ロ 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体に属する者であるとき。
 - ハ 宿泊しようとする法人又はその他の団体が、役員の中に暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、かんぼの宿、かんぼの郷もしくはその社員(従業員)に対して暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他かんぼの宿が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 都道府県 条例 条(第号)※の規定に該当するとき。

※宿により異なります。

- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)

の基本宿泊料を限度としてかんぽの宿が定める申込金を、かんぽの宿が指定する日までに、お支払いいただきます。

- 3 申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条及び第17条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定によりかんぽの宿が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、かんぽの宿がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 第3条第2項の規定にかかわらず、かんぽの宿は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、かんぽの宿が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊者の契約解除権)

- 第5条 宿泊者は、かんぽの宿に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 かんぽの宿は宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。
 - 3 かんぽの宿は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、かんぽの宿が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊者が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、かんぽの宿が宿泊者に告知したときに限ります。

(かんぽの宿の契約解除権)

- 第6条 かんぽの宿は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊者が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
 - (3) 宿泊者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他かんぽの宿が別に定める利用規則に従わないとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 都道府県 条例 条（第 号）※の規定に該当するとき。

※宿により異なります。

- 2 かんぽの宿が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

- 第7条 宿泊者は、宿泊日当日、かんぽの宿のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊者の氏名・年齢・性別・住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他かんぽの宿が必要と認める事項

2 宿泊者が第11条の料金の支払いをクレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第8条 宿泊者がかんぽの宿の客室を使用できる時間は、原則として利用開始日の午後3時から利用終了日の午前10時までとします。

2 宿泊者は、前項に定める使用時間を超えて客室の使用延長を希望する場合は、ご利用可能な場合に限り、延長料金をお支払いの上ご利用いただくことができます。

なお、当該申し出が利用終了日当日にあった場合、延長前の料金を一旦精算させていただきます場合があります。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊者は、かんぽの宿内においては、かんぽの宿が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条 かんぽの宿の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

(1) 門限 午後 時※

(2) フロントサービス 午前 時～午後 時※

(3) 飲食等時間 (レストラン)

※宿により異なります。

ア 朝食 午前 時 分～午前 時 分※

イ 昼食 午前 時 分～午後 時 分※

ウ 夕食 午後 時 分～午後 時 分※

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜の方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第11条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、料金表のとおりとします。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国の通貨又はかんぽの宿が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊者の出発の際又はかんぽの宿が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 かんぽの宿が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金を申し受ける場合があります。

(かんぽの宿の責任)

第12条 かんぽの宿は、宿泊契約及びこれに関連する契約上の義務の不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それがかんぽの宿の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条 かんぽの宿は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 かんぽの宿は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、宿泊契約が成立した期間の利用料相当額を補償料として宿泊者に支払い、その補償料は損害賠

償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、かんぼの宿の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の保管)

第14条 宿泊者がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、かんぼの宿は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、かんぼの宿がその種類及び価額の明告を求め、宿泊者がそれを行わなかったときは、かんぼの宿は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊者が、かんぼの宿内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、かんぼの宿の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、かんぼの宿はその損害を賠償します。ただし、宿泊者からあらかじめ種類及び価額の明告がなかったものについては、かんぼの宿に故意又は重大な過失があった場合を除き5万円を限度としてかんぼの宿はその損害を賠償します。

(宿泊者の手荷物等の保管)

第15条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立ってかんぼの宿に到着した場合は、その到着前にかんぼの宿が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携行品がかんぼの宿に置き忘れられた場合において、その所有者が判明したときは、かんぼの宿は、当該所有者に連絡をとるとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき、最寄の警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊者の手荷物又は携行品の保管についてのかんぼの宿の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第16条 宿泊者が、かんぼの宿の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、かんぼの宿は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、かんぼの宿の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊者の責任)

第17条 宿泊者が自己の責に帰すべき理由によりかんぼの宿に滅失、損傷及び汚損等の損害を与えたときは、遅滞なくこれを原状に回復させ、又はその損害を賠償するものとします。

(身体障害者補助犬の取扱い)

第18条 盲導犬、介助犬及び聴導犬(以下、「補助犬」という。)を使用する宿泊者は、次に掲げる事項を了承の上、かんぼの宿をご利用いただくものとします。

(1) 入館の際に、必要に応じてIDカードの提示を求める場合があります。

(2) 館内に損傷を与える恐れがあると認められる場合、又は他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合においては、立ち入りを控えていただく場合があります。

(3) 補助犬によりかんぼの宿に損傷及び汚損等の損害が発生した場合は、前条に準じるものとします。

(4) 身体障害者補助犬法第12条、第13条及び第22条に定められた規定を遵守していただくものとします。

別表

	不泊	当日	前日	9日前	20日前
14人まで	100%	80%	20%		
15人～99人	100%	80%	20%	10%	
100人以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。